

K230.1

87

1

文學博士 野田義夫著

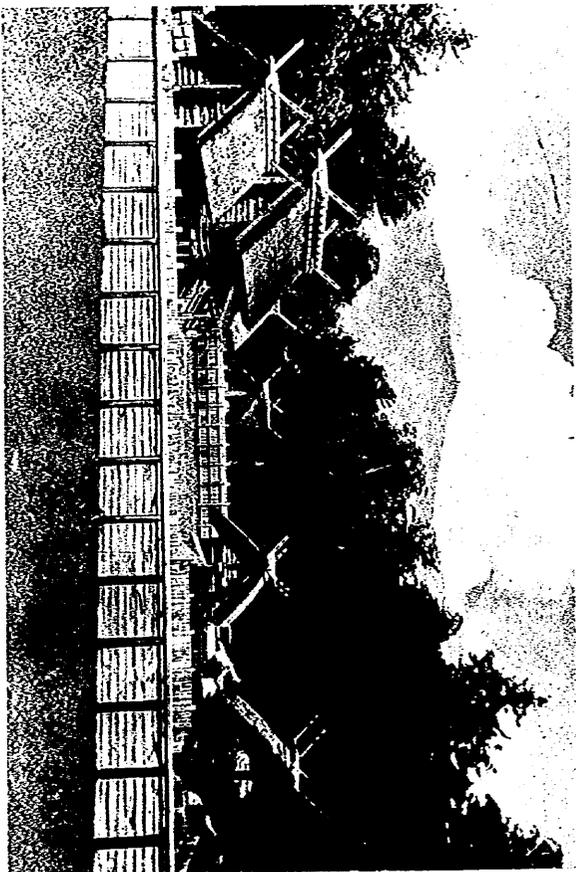
新制
女子
修身
書

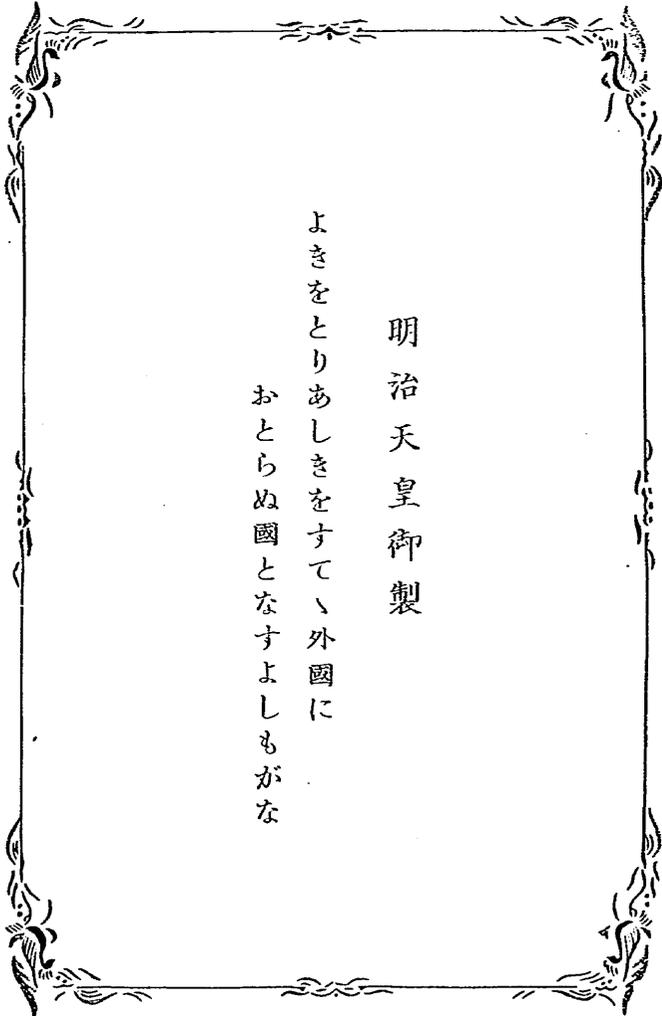
四年制用



精華房藏版

宮 神 大 皇





明治天皇御製

よきをとりあしきをして、外國に
おとらぬ國となすよしもがな

天祖の神勅

豊葦原の千五百秋の瑞穂國は是れ
吾が子孫の王とますべき地なり
爾皇孫就て治らせさきく寶祚の隆
えまさんこと天壤と與に窮なかる
べし

五箇條ノ御誓文

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス
 - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先
ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ
道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ

如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ奉々服膺シテ
威其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尚淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信推レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒急相談メ自彊息マサルヘシ抑我力神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我力光輝アル國史ノ

成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我力忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕力旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣副署

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖祖宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ

帝ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ
輒近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツチャ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激

ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保テ責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

國務各大臣副署

昭和元年十二月二十八日

踐祚後朝見ノ御儀ニ於テ賜リタル勅語

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ賴リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先德ヲ事修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ
惟フニ皇祖考敬聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ迺チ志ヲ聲明ニ尚クス不幸中道ニシテ聖體ノ不

豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遠ニ登遐ニ遭ヒテ
哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス
萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ
以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢兢業トシテ負荷
ノ重キニ任ヘサラシコトヲ之レ懼ル
輒近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相
異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ
宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體共存共榮ヲ之
レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ
維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ
今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ

期ニ膺ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新
ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失
ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中
ヲ孰ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ
夫レ淳華ヲ斥ケ質實ヲ尚ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ
日進以テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ
人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ
宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕力軫
念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明
徵ニシ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ
實ニ此ニ存ス有司其レ克ク朕力意ヲ體シ皇祖考暨

ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕力躬ヲ匡弼シ朕力事ヲ
 獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

新制 女子修身書 四年制用 卷一

目次

第一課	我が學校	一
第二課	生徒心得	六
第三課	學友	九
第四課	鍛錬	一四
第五課	攝影	一八
第六課	遊びと仕事	二三
第七課	自律	二六
第八課	智能啓發	三〇

目次

一

第九課	徳器成就	三
第十課	神に參る心	元
第十一課	眞心	三
第十二課	やさしい心	四
第十三課	孝	四
第十四課	我が家	五
第十五課	禮儀と公德	五
第十六課	公益世務	五
第十七課	我が國	七
第十八課	教育勅語	七
目次終		

新制 女子修身書 四年制用 卷一

文學博士 野田 義 夫 著

第一課 我が學校

新しい學校
生活

一 私達は、かねての希望通りに、此の度首尾よく高等女學校の生徒となることが出來て、何より喜ばしい。制服制帽から教科書學用品に至るまで、一々新しくなつたのも嬉しい心地がする。小學校の懐かしい先生や親しい友達に別れて、先生も友達も、見馴れぬ人ばかりである。併し新しい學校に入學して、今迄よりも程度の高い教育を受けるので、

氣も心も改まつて、自然と引き締ヒつた意氣イキ込コがついた。私達は、入學の仕合を喜ぶと共に、是迄入學の爲に長い間骨折つて下さつた先生や、父母の恩に感謝して、此の新しい學校生活を出来る限り、意義あり價値カチあるものにしよう。

高等女學校の教育

二 高等女學校は、女子に必要な高等普通教育を施す所である。小學校の教育は、義務教育であるから、國民は誰れ彼れの區別なく一様に受けねばならぬが、小學校を卒業しても、高等女學校に入學せぬ女子は入學する者よりも遙かに多い。高等女學校では、小學校よりも一段程度を高くして、國民として、且つ又女子として、一般に必要な普通教育を施すのである。高等女學校を卒業すれば、中流以上の婦人

青春の希望

として世に立つ資格が具はると同時に、本人の志望と才能によつて、更に進んで高等教育を受ける資格も出来る。

三 春の草木は、自然の力で氣持よく若芽を出して、何處を見ても、頼もしい希望の光が輝ヒいてゐる。若々しい私達の少女時代も、亦このやうに前途有望な人生の春である。山野の草木には色々の種類があつて、其の特色は既に種子の中に含まれてゐるやうに、人間が將來に發揮すべき長所、美點の若芽も、生まれた時から私達の心の奥に潛カんでゐる。而かも、此の若芽は私達のやうな少女時代に最も勢よく伸び出るのである。私達は、それ〴〵立派な人になれる素質を具へてゐることを考へて、此の學校に學びながら將來の

我が國の女子教育

爲に現代の女子にふさはしい志を立てよう。

四 世界のどの國でも、女子の教育は、久しい間、著しく男子に劣つてゐた。殊に我が國では、明治維新以前には、甚しく輕んぜられてゐた。明治時代になつて、女子も男子と共に新教育を受けることになつたが、日清戰役頃までは、高等女學校の在る都會は、極めて少數であつた。近年になつて、女子の教育は、長足の進歩を遂げ、女子の活動する方面も著しく廣くなつた。昭和の今日では、全國高等女學校の總數は、最早中學校よりも多くなつた。私達がかゝる御代に生まれ合せて、首尾よく女學校に入學することが出來たのは、此の上もない仕合せではないか。

入學後の覺悟

五 かくの如く、私達の入學といふ事には、なかく深い意義が含まれてゐる。六年の小學校を卒業して、首尾よく女學校に入學し得た人は、競技に優勝したやうな得意を感じずると同時に、重い責任も亦之に伴つて來る。學校の程度が進めば進む程、學科の學習も次第に困難になつて行くのみならず、人格の修養も一層肝要となるから、在學中は一寸も油斷をしてはならぬ。何事も最初の覺悟が大切である。私達は首尾よく此の學校を卒業するまでは、何時も入學した時の意氣込を失はないで、楽しく元氣よく學びの途を進み、撓まず屈せず、益奮勵努力して、素志を貫徹するやうに、此の際しつかりと覺悟をきめよう。

明治天皇御製

なかばにてやすらふことのなくもがな學の道のわけが
たしとて

第二課 生徒心得

新しい生徒
心得

一 小學校には、小學校の生徒心得があつたやうに新しい學校には新しい生徒心得がある。高等女學校は、小學校より程度が高いだけに、生徒の心得方にも、それだけの違ひがある。生徒心得は、私達が日々實行せねばならぬ生徒の本分を示したもので、學校への届類を始め、登校、下校並に校内外に於ける生徒の行動から、服装、携帶品、學用品に至る

學校生活の
規律

まで、學校の方針によつて、夫れれ細かに、きまりをつけた規則である。

二 生徒心得は、學校によつて必ずしも一樣ではないが、生徒全體が最もよく修學の目的を達し得るやうに、學校生活に正しい規律を立てることに變りはない。學校は多數の生徒が集まつて共同に學習する所であるから、全體の人が心を合せて、嚴格に規律を守つて行くのでなければ、到底きまりのよい學習は出来ぬ。登校の時刻を守らず、課業が始まつてから、突然教室に入つて來るのも、課業中に不行儀な動作をするのも、共同學習の妨害となる。少しも他人の迷惑を構はず、各自思ひく、に、我儘勝手を押し通すやうで

規律を守る
習慣

は忽ち學校の風儀を亂雜にする。私達は生徒全體の爲を考へて、よく學校の規律を守るべきである。

三 人が大勢集まつて共同生活を營む所には、亂雜を防ぐ爲に、正しいきまりをつけることが必要である。きまりは規律である。學校にきまりがあるやうに、家庭にもきまりがある。學校は、家庭よりも人数が多だけに、規律が家庭よりも厳しくなつてゐる。家庭や學校にきまりがあるやうに、社會には風俗・慣習・禮儀のやうなきまりがあり、國家には國憲・國法といふきまりがある。私達が日々生徒心得を實行して、學校の正しい規律を守る習慣を作ること、やがて將來國家社會の平和と幸福の爲に、國憲ヲ重シ國法ニ

遵ふ精神を養ふ助になる。

進んで生徒
心得を守ら
う

四 私達は學校に生徒心得を設けてある理由を篤と了解して、必ずしも先生の命令や注意・監督を待たないで、自ら進んで、素直に之を守るべきである。これは、校風をよくし、自己の學業を進めて、人格を立派にする近道ではないか。

第三課 學 友

新しい學友

一 私達は、六年間一所に學んだ小學校の仲のよい友達に別れたが、此の學校に入學して、大勢の新しい學友が出來た。中には小學校から一所の人もあるが、まだ見馴れぬ人が多い。在校生は勿論、まだ見たこともない卒業生も、同じ

母校の校友として、未永く交際が出来る。就中、同級の學友は、これから卒業まで永い年月、毎日同じ教室で一所に學ぶのであるから、互に氣心もわかり、いつとなく交際も親密になつて、中には本當の兄弟のやうに仲のよい親友も出来る。學校の友達、は學校以外の友達よりも親密になり易い。

二 新しい學校に入學した時に、見ず知らずの人が多いうやうに、學校を出て世に立つ時にも、大勢の見ず知らずの人に交際せねばならぬ。同じ學校の中には、同級生の外に、上級生も下級生もあるから、學友に交はるのは、つまり將來社會に出て諸方面の人々に交はる道を學ぶのである。學校の同窓生に除け者にされるやうな人は、社會に出てからも、

同窓の交際は世に立つ修業である

兄弟のやうに學友に親しめ

多く仲間はずれにされる。私達は、同窓の人々から篤く信用されるやうな、頼もしい學友となりたい。

三 朋友の間は、信を以て交はらねばならぬ。信とは、心に誠があつて、言行に偽のないことである。學校の同窓生が、偽なく隔なく、互に信じ合つて、我が家の兄弟のやうに親しくなれば、學校は平和で、生徒同志は、互に頼もしく楽しく交はることが出来る。殊に何事も包まず、互に打ちあけて話し合ひ困つた時に相談相手となるやうな親友が出来れば、一段と心強い。「朋友相信シ」は、學友に親しむ根本である。學友が兄弟のやうに親しむことは、やがて世界の平和を保つ基ともなる。學校の生徒でありながら、學友の中に一人

學友は勵み
合ひ助け合
へ

の親友をも有たぬことは、一つの不幸ではないか。

四 學校では主に先生から教を受けるものであるが、私達は學友から互に學ぶことも亦頗る多い。同級生は、日々同じ事を共同に學習してゐるのであるから、學科の勉強に助け合へば、相互に學業の進歩を助ける。凡そ何事によらず、事を共にするものが、相互に助け合ふことは必ず相互に益するものであつて、それはやがて、社會を健全にする途ともなる。私達學友同志は、なるべく我が身勝手をさしひかへて、互に仲よく勵み合ひ助け合ふがよい。ひそかに優等生を嫉んだり、故意に人の勉強を妨げたり、又は自分の成績をよくしようと思つて、あるまじき不正行爲をしたりす

るのは、生徒として恥づかしいことではないか。

明治天皇御製

もろともに助けかはしてむつび合ふ友ぞ世に立つ力なるべき

學友の長所
を學べ

五 人の性質は、十人十色に違ふものであるから、學友には自分の氣に入る人もあれば、氣に入らぬ人もある。親友には勿論氣に入つた良い人を選ぶがよい。併し、自分勝手の好き嫌ひに任せて、友達を選び好みをすれば、人の氣持を悪くし、遂には同級の平和を破ることもあるから、學友には分け隔てをせず、なるべく一様に仲よく交際するがよい。人には、それ／＼長所もあれば、短所もある。短所が多くて

つまらぬと思ふ人も、何か長所を有つてゐる。人の長所ばかりを見習つて行けば、どんな友達でも我が益友にならぬことはない。之に反して、人の短所ばかりを見習へば、優等生でも遂には我が損友になる。學友の中に益友が出来るのも、損友が出来るのも、皆私達の心掛け一つである。

第四課 鍛 鍊

修學にも處世にも丈夫な身體が必要である

一 學校で學ヲ修メ業ヲ習ふにも、學校を出てから世に立つて活動するにも、身體が弱くては、何事も思ふやうに行くものでない。今日のやうに繁劇な時世では、私達一身の爲にも、我が國の爲にも、身體を丈夫にすることが、何より先

身體鍛鍊の必要

きに必要である。私達の活動の元氣も、明るい快活な氣分も、身體が丈夫でなければ、到底望まれぬ。身體を丈夫にするには、青年時代によく之を鍛鍊するに越した事はない。

二 流れぬ水は腐り、使はぬナイフは錆びるやうに、動くやうに出来た身體を十分に動かさぬと、伸びるものが伸びず、強くなるものが弱くなり、健康の筈なのが病氣になる。學校に體操・遊戯・競技・登山・水泳・遠足・旅行などを行ふのは、主として其の爲である。鋼鐵を鍛へば鍛ふ程、よく切れる刃物が出来るやうに、私達の智能は學科の勉強で啓發され、身體は鍛鍊によつて丈夫になる。皮膚は、冷水浴や冷水摩擦で、鍛へば鍛ふ程、抵抗力を増し、筋肉は運動すればする程強

くなる。刃物は使へば使ふ程刃先が減るが私達のやうな青年の生きた身體は使へば使ふ程體力を増す。私達は青年時代に十分に身體を鍛鍊して置かなければ將來よく寒暑や困苦缺乏に堪へることが出来ぬ。

三 身體の鍛鍊は同時に精神の鍛鍊にも大きな效能がある。身體が活きくとしてゐる人は精神も活きくとしてゐる。「健全な精神は健全な身體に宿る」といふ諺はこれである。快活な氣分や健全な精神は世に立つて仕事をする上に極めて大切なものである。尚ほ身體を鍛鍊して體力が強壯になれば勇氣や決斷力が著しく強くなる。運動家には氣前がさつぱりとして勇敢果斷の人が多い。

身體の鍛鍊は精神の鍛鍊となる

團體競技

四 身體の鍛鍊は概して勇氣や決斷力を強くするが團體競技は其の上に規律節制の訓練となると同時に責任觀念や協同自治の精神をも養ふものである。我が國の武道が昔の武士の精神教育を助けた事は言ふまでもない。英國に生まれて既に二千年の歴史を有つてゐると言はれるフットボールが英國人の堅實な性格を養ふ上に大きな力を有ち、米國人に生まれた野球が米國人の進取敢爲奮闘の氣象を養ふ上に著しい效能がある事は疑はれぬ。私達が團體競技に参加する場合には勝負其の物を争ふよりも、全員心を協せて規則を守り、禮儀を正しくし、卑怯未練や下品な所作を慎し、正々堂々と立派に勝負を決するがよい。

女子の運動

五 我が國では昔から女子の運動が著しく輕んぜられてゐた爲に、身體の發育も不十分で、姿勢も血色も悪く、舉動も不活潑と言はれてゐたが近年になつて女子の體育は、目ざましい進歩を遂げて、女子の體格が全體によくなり、舊來の弊風がめつきりと矯正されたことは誠に喜ばしい。殊にテニス、排球、籃球、水泳などの競技は、今迄とは見かへたやうに、女子の元氣を引き立てた。これは、我が國の將來に取つて、極めて意義のあることである。

第五課 攝生

身體を丈夫にするには鍛鍊と共に攝生、衛生の心得を守

清潔

ることが大切である。

一 攝生には、身體、衣服及び住居を清潔にする事が第一に必要である。身體が清潔であれば、健康を保つに益あるばかりでなく、氣分をもさわやかにする。之に反して、身體が不潔であれば、病氣にかゝり易く、且つ、他人に不快を感じさせる。不潔に馴れた人は、不潔を氣にせず、清潔に馴れた人は、到底不潔に堪へられぬ。不潔は野蠻人の常習であり、清潔は文明人の特色である。我が日本國民は、太古から身體の汚れは、心の汚れとなるものと信じて、殊更に清潔を尊んだ。私達は、益、此の美風を發揮して、全身を清潔にし、垢のつかない衣服を着、住居の掃除をきれいにするがよい。

新鮮な空気
と日光

二 新鮮な空気と日光とは健康に極めて必要であるから、努めて戸外に出て、新鮮な空気を呼吸し、且つ、日光に浴するやうにするがよい。又室内の通風をよくすることに注意し、衣服・寝具等を時々日光にさらすがよい。

飲食物

三 身體の栄養の爲には、誰しも日々何か飲食せねばならぬが、品をかまはずみだりに飲食すれば、却つて健康を害する。不熟の果物や、腐敗しかけた物は、決して飲食してはならぬ。旨い物や好きな物を食べ過ぎぬやうに、節制することは、殊更に大切である。我が國では、國法を以て未成年者の喫煙・飲酒を禁じてある。私達青年女子は、よく其の精神を理解して、學校の監督禁止を待たず、自發的に節制して、

生活の規律

國法の禁令を守らねばならぬ。

四 身體の健康を進めるには、日常生活の規律を保つことが大切である。食事や寝起きの時刻を正しくし、夜は早く寝て十分に眠り、朝は早起きをする習慣を造るがよい。其の他、日常生活の規律を守り、活動と休養の割合を程よくして、過度の運動や運動不足を避けるがよい。規律のない生活は身體の發育を妨げ、且つ、病氣を起す本となる。

公衆の爲の
衛生

五 私達は、自分自身の爲のみならず、公衆の爲にも、衛生の心得を守ることが大切である。國家や市町村は、公衆衛生の爲に多額の費用をかけて、用意周到の施設をしてゐるが、私達も一個人として、之に協力することを忘れてはなら

ぬ。一個人の衛生上の不注意や怠慢から、多数の公衆に大きな迷惑や損害をかける事は許すべからざる罪惡である。

第六課 遊びと仕事

遊びと仕事

一 大人の生活には、何か眞面目な仕事をする事が必要であつて、仕事の餘暇には、少し遊んでもよい時がある。併し、大切な仕事を怠つて、勝手に遊ぶことは宜しくない。まだ學校に行かぬ幼児たちは、いつも遊ぶことが仕事であつて遊ぶ外に仕事はない。私達の課業は、大人の仕事を學ぶのであつて、それはやがて、生徒の眞面目な仕事である。學校でも課業の無い時や、休日には遊んでよい時がある。併

遊びの價值

し、課業を怠つて、ほしきままに遊ぶことは甚だ宜しくない。眞面目な仕事は、好きな遊びのやうに、面白くない事もあるが、好まぬ事でも、人間の務として、必ず爲すべきものである。

二 遊びは氣分を快活にし、元氣を養ふものであつて、身體の鍛錬にもなれば、同時に保養にもなる。學課の勉強に張りつめた心は、時々弛めねばならぬ。日々の課業の間に休憩があり、其の他、日曜や休業があるのは、其の爲である。勉強一方に凝り固まつて、少しも遊ぶことを知らぬ人は、身體の發達を妨げ、健康を害ふことがある。遊びには色々あつて、適度に筋肉を運動するものは、體操のやうな效能がある。青年の好む團體競技は、身體を鍛錬すると同時に精神

課業は仕事
の稽古

をも鍛錬する。併し、不良な遊びは、決して爲てはならぬ。

三 私達が、學校で學を修め業を習ふのは、將來一家の主婦として、世に立つ稽古である。好きな遊びも固より面白いが眞面目に勉強することも、全力を盡して仕事をすることも、之に劣らず心から楽しいものである。學校で課業を眞面目に且つ楽しく勉強する人でなければ、將來世に立つて眞面目に且つ楽しく仕事をする事は出来ぬ。學校で課業に勤勞する習慣を養ふのは、一生涯の爲に幸福の種をまくのである。

よく學びよ
く遊べ

四 學校生活には學ぶ時と遊ぶ時とある。學ぶ許りで遊ぶことを知らず、又は遊びに耽つて學ぶ事を怠り、或は學

ぶときに學ばず、遊ぶ時に遊ばぬのは、孰れも宜しくない。學校の生徒は、學ぶときによく學び、遊ぶ時によく遊ぶことが大切である。學ぶ時に遊ぶことを考へてゐては、勉強の妨げとなるから、課業の時は、専ら勉強に全力を注ぐのが、本當によく學ぶのである。遊ぶ時に課業の心配をしてゐては、遊びが遊びにならず、楽しみも元氣もなくなるから、課業の事は全く打すて、餘念なく無邪氣に遊ぶのが、本當によく遊ぶのである。よく遊びよく學べば、遊びは氣分を快活にし、元氣を養つて、よく學ぶ助けとなる。よく遊ぶのはよく學ぶ爲であつて、よく遊ぶ爲によく學ぶのではない。

第七課 自律

自立自營と
自律

一 雛鳥も巢立ちをすれば、自ら食物を求めるやうに、人間も子供の中は、親に養育して貰つてゐるが、やがて獨立して自分一人の力で、何か仕事をして、自ら生活する途を求めねばならぬ。これが自立自營である。自立自營は、山野の鳥獸でさへ、まだ小さい時から、自然にやつてゐる事であるのに、人間としてこれが出来ぬのは、恥づかしいことではないか。自立自營の人になるには、何事によらず、自分の力で出来る事は、他人に頼らず、自分で始末するやうに、幼少の時から習慣を養ふことが大切である。これが自律の精神で

自學自習

ある。自律は自助又は自治と言つてもよい

二 自分の手足は、自分で使へば使ふ程強くなる様に、自分の頭腦も、自分で働かす程、其の働きが進む。教室内の課業も、生徒自ら進んで、頭腦を働かす様でなければ、其の價値が少ない。算術の問題を一つ解くにも、圖畫一枚かくにも、自分一人の力で成し遂げると、自分にも愉快であり、學習の效果もよい。殊に課業の豫習・復習なども、他人に助けて貰ふ習慣がつけば、いつとなく、依頼心が起つて、遂には意氣地なしの人ともなる。豫習・復習を飽くまで自分の力で成し遂げる習慣を養へば、科外の讀物などにも、自ら面白がついて、一層學力を進める助けとなる。斯の如く、自分一人の

獨立獨行

力で、自學自習する習慣がつけば、學校を卒業した後にも、自分一人の力で、知識を進めて行く事が出来る。學校教育の程度が低くて、立身出世した人には、自學自習した人が多い。

三 私達は最早小學校の子供ではない。修身の心得は小學校で一通り學んでゐるから、一々他人の指圖を受けずとも、大抵の事は、自分の考だけで、實行が出来る筈である。自分の良心に訴へて、善し惡しをはつきりと見分けて行けば、無暗に他人の眞似をせずとも、自分一人の力で天地に恥ぢない立派な行ひが出来る。若し、自分に考へがつかず、途方に暮れるやうな問題に出會つた時には、父母や先生の指圖を受けるがよい。

身の廻りの
始末

四 子供の時から、他人に依頼する習慣のついた人は、いざといふ場合に、一寸とした事までも、自分一人では出来なくなる。最早、私達の年齢になれば、自分の身の廻りの事は、何でも自分一人の力で出来るから、學校でも、家庭でも、餘所に行つても、成るべく他人に世話をかけぬがよい。學用品や衣類持物の整理を、皆自分一人ですることは、自助自治の精神を養ふ助となる。自助自治を尊ぶ英米では、幼児が轉んでも、自分で起きさせ、良家の子供でも、自分で靴を磨くといふ事である。私達は女子であるからとて、他人に依頼する心があつてはならぬ。

第八課 智能啓發

學科は智能を啓發する

一 學校の課業は、私達に有用な知識技能を授けると共に、智能を啓發する。智能は、本來人間天賦のものであるが、知識技能を學ぶことによつて啓發される。今日のやうに文明の進歩した世に立つて行くには、廣く知識技能を學び、大いに智能を啓發することが大切である。私達が學を修め業を習ふ目的の一は、主として將來一家の主婦として此の世に立つに必要な智能を啓發する爲である。

智能啓發と自學自習

二 他人の力を借りて豫習復習をするよりも、自分一人の力で成し遂げた方が、學び得た知識も明確であり、智能を

文明の進歩と智能啓發

啓發することも多いやうに、如何なる知識技能も、他人の力に依頼して樂に學ぶよりも、眞面目に骨を折つて自分の力で自學自習する方が、學習の結果もよく、智能を練つて之を啓發することも多い。十分に譯が解らずに、人の眞似や鵜呑をしたのでは、急場の間にはあつても、智能を啓發することはない。自分で考へねば解らぬ事は、はつきりと解かるまで、どこまでも、自分一人で考へ貫くがよい。自分一人の力で學習し得ることは、飽くまで自學自習するがよい。

三 今日文明は、昔に比べると、とても話にならぬ程進歩してゐる。昔の松明や蠟燭と今日のガス燈電燈との差はどうであらうか。昔の牛馬や舟車の力による交通運輸

と今日の汽車・汽船・電車・自動車とはどうして比べ物にならうか。其の他寫眞機・蓄音機・電信・電話・活動寫眞・發聲映畫・ラヂオ・電送寫眞等の驚くべき發明は、一として智能啓發の結果でないものはない。機械の發明・工夫が、智能の啓發によつて出来るものなれば、文明の進歩を圖る爲には、智能の啓發が極めて大切である。

四 昔の女子は教育が乏しかつた爲に、天性の智能まで遙かに男子に劣つてゐるやうに誤解されてゐたのみならず、育兒や家事のやうな一家の主婦の仕事も、専ら常識や經驗のみに頼つて、學理の應用などは少しも必要でないと思はれてゐた。併し文明の進歩に伴つて、女子の教育も著し

家庭生活の
改善と知能
啓發

く進歩した爲に、女子の智能は、決して生まれながら男子に劣るものでないといふことが、證明されると同時に、女子に大切な育兒や家事にも、進んだ學理の應用が益、必要となつて來た。殊に我が國現今の家庭生活は種々の點から、改善を圖る必要がある。私達は、將來此の大切な任務を果す爲に、十分に學校教育を受けて、智能を啓發することが肝要である。

第九課 徳器成就

智徳並進

一 私達が學を修め業を習ふ目的は、一は智能を啓發するにあり、一は徳器を成就するにある。徳器の成就是、天賦

進んで小善
を積み

三 千里の道は遠いやうでも、一歩づゝ行けば、遂には終しまひ點てんに達する。徳器の成就と言へば、大さうむづかしいやうでも、日々小善の實行を積み、遂には其の目的を達する。日々小善を實行すれば、天賦の徳性がおひくゝと涵養される。徳器を成就する途は、膝の上に手を置いてじつと考へ込んでゐる事ではない。どんな小さい事でも、善いと氣がついたら、進んでずんゝそ即座そざに實行する事である。人は誰も善を好み、惡を憎む天性を有つてゐるものである。素直に此の天性に従つて行けば、日々小善の實行を積むことは、誰にも容易く出来るものである。

速かに小惡
を去れ

四 徳器を成就するには、日々小善を積むと共に、其の害

になる惡事は、どんなに小さくとも、速かに除き去らねばならぬ。一度限りと思つた惡事が、二度三度と重かさなれば、遂には止めるに止められぬ惡習となる。惡習は、庭園の雜草や害蟲のやうなものであるから、なるべく速かに除き去るがよい。誰にも過はあり勝である。たとひ一時過があつても、過を悔い改めて善に遷うつれば、曇くもつた鏡を拭いたやうに、過はきれいになくなる。過をする事よりも、過を改める事の出来ぬ方が、恥はづかしい。過を知つても、改める事が出来ぬ人は、思はず過を重ね、遂には善に遷る途を失つてしまふ。速かに小惡を去る事は、徳器成就に大切である。

明治天皇御製

婦徳の修養

われもまたさらにみが、む曇なき人の心をかゞみにはして

五 人間の眞正の價値は、其の人の修養し得た徳の高下によつて定まるものであつて、決して財産の多少や社會上の地位によつて定まるものでないことは、男子も女子も同様である。女子は、成長して一家の妻となり、子女の母となつて、將來家庭及び國家社會に對して、極めて重要な任務を盡すべきものであるから、特に女子として大切な婦徳を修養することが大切である。婦徳を修養するには、女子は飽くまで女子らしく、其の天性として生まれついた、やさしく、つゝましい美點を涵養するがよい。

第十課 神に參る心

すがくしい心

一 伊勢の皇大神宮に參拜して、恭しく神前に跪いた時の心持は、何とも言はれぬ、すがくしいものである。隅から隅まで掃除の行届いた神苑に入れば、自然と氣も心も改まる。青く澄みきつた五十鈴川に、手を洗ひ口をすゞげば、心の底まで洗ひ清められ、老杉鬱蒼たる神路をたどつて御門前にさしかゝれば、あたりの神々しさに、我知らず頭が下がる。此のすがくしい心には、昔の日本人も、今の日本人も少しの隔てはあるまい。

明治天皇御製

敬神の念

昔よりながれたえせぬ五十鈴川なほ萬代もすまむとぞ
思ふ
くもりなきあしたの空に神路山かうとくしくも見えわ
たるかな

二 私達日本人が、神前に跪いて我知らず頭が下がるのは、神を敬ひ尊び、其の威光を畏れるからである。神を畏れる心を、敬神の念と名づける。日本人の敬神の念には、祖先を崇び、皇室を敬ふ心が籠つてゐる。私達の祖先は、歴代の天皇を現神として尊敬した。「何事のおはしますからには知らねどもありがたなさに涙こぼる」といふ古歌は、最もよく日本人の敬神の念を表してゐる。

清淨潔白を
尙ふ日本の
古俗

日本人の眞
心

三 上古の日本人は、敬神の念が深く、身體の穢は心を汚すものと信じ、又心身の穢は、共に神に對する罪惡として之を恐れおのゝいた。随つて、神の宮居には、殊更清淨の地を選び、神に參る時には穢を祓つて貰ひ、又清い流れにみそぎをした。これは目に諸の不淨を見ず、耳に諸の不淨を聞かず、自らすがくしい心になりすませば、それがすぐさま神の心に通ずるものと信じたからである。清淨潔白を尙ぶ祖先の古俗は、今日までもまだ我が民間に傳はつてゐる。

四 私達日本人が神に參る心は、少しの曇りも濁りもない「明き淨き心」である。少しの曲りもよこしまもない「正しき直き心」である。そこには少しの私慾も邪念も起らず、何

の飾りも偽りもない、人の心の誠が現はれてゐる。人間のあらゆる善行は、此の誠の心から湧き出でる。此の心は、神代から今日まで、さながらに傳はつてゐる。日本人の正直な真心である。此の真心は、神の心にも通ひ、神も其の頭に宿らせ給ふのである。

明治天皇御製

目に見えぬ神の心に通ふこそ人の心の誠なりけれ

第十一課 眞心

真心は道德の根本である

一 神に参る心には、日本人の正直な真心が表れるが、其の同じ真心が、人に對して表れたときに、あらゆる善行、即ち

道德を生ずる。君に對して真心を盡せば忠となり、其の同じ真心が、父母に對しては孝となり、兄弟に對しては友となり、夫婦に對しては和となり、朋友に對しては信となる。我が國民と皇室は、この真心を以つて一體に結合されてゐる。我が國民が、君に忠を盡す真心は、列聖の御めぐみに籠つた真心が、深く國民の心に感應したものである。これは、子を愛する父母の真心が、子の真心に感應して孝心を起さしめると變りはない。ひたすらに真心さへ盡せば、忠孝は言ふに及ばず、其の他のあらゆる道德が實行される。之に反して真心のない人には、どんな道德も實行は出来ぬ。

二 日本人の真心は、曇りも穢もない清淨潔白の心であ

真心は良心である

る。少しの邪曲や虚偽のない正直の心である。これは自
から欺かず、人を欺かぬ眞實の誠である。古來、至誠又は良
心と名づけてゐるものは、此の心と違はぬ。我が國の忠孝
の誠は、日本人の眞心即ち國民良心の表れである。日本人
の已むに已まれぬ眞心が、君父に對して忠孝の美德を成し
たことは、人情の自然に出たものである。父母が其の子
を愛するのは、ちやうど飢ゑた人が食物を欲すると同じく、
已むに已まれぬ人情の自然である。そこにいさゝかの偽
りもない眞實な人の心の誠が籠つてゐる。我が國の忠孝
の美德も、其の他の道德も、皆同じく眞實な人の心の誠、即ち
眞心から出でてゐる。

眞心は正直
である

三 眞心には虚偽や虚飾がない。随つて自ら欺かず又
人を欺かぬ。他人を欺くことは出来ても、己の良心を欺く
ことは出来ぬ。自分の事は、人の知らぬ事までも、良心は一
はつきりと知つてゐる。人には包みかくしても、良心に
はかくされぬ。随つて、何時も良心の命に従ふ人の行には、
影日向がない。人の見てゐる所でも、見てゐない所でも、良
心は、たえず私達を監視してゐる。眞心即ち良心は正直で
ある。我が日本人は、太古から正直な心を尊んだ。人は正
直であるには、何事も良心の命に従はねばならぬ。それは
つまり眞心を盡すことに外ならぬ。眞實に正直な心は、す
ぐさま神の心に通ふ程の人の心の誠である。「正直は神の

真心「正直の頭」に神宿るといふ諺は、これを指したものである。正直の心を養ふには、誰も見ても聞いても居ない時に、自分を欺かぬやうに、獨を慎しむことが大切である。

第十二課 やさしい心

同情親切の
やさしい心
は誰にもあ
る

一 頑是ない幼児が危ふく川に落ち込まうとしてゐたら、我を忘れて飛んで行かぬ人があるまい。子供が面白さうに遊んでゐる所に、あばれ馬が駈けて來たら、誰が平氣で見てゐられようか。我が子を救はうとして火に焼け死し、人の子を助けようとして、汽車に轢死した實話は、珍らしくない。人の胸の奥には、誰にも此のやさしい心が潜んでゐる。

る。幼児が無事に育ち、弱いものが生きながらへ困る人が助けられ、死ぬべき人が救はれるのは、皆此の同情親切のやさしい心の賜物である。

母のやさし
い心は博愛
人道の本で
ある

二 子を育てる母親は、まことにやさしい心、其の物である。これを母性愛と名づける。これは已むに已まれぬ母親の真心の發露である。世界大戦後の新時代では、平和を希望する博愛人道の思想が、世界に漲つてゐるが、子を育てる母親のやさしい心は、自然に此の理想に適つてゐる。

博愛はやさ
しい心から
出る

三 地震、海嘯、火事、洪水、飢饉等で、大勢の人が其の日の生活に困るやうな時には、全國、全世界から同情が集まらねば、救護らしい救護は出來ぬ。平時の孤兒院、養老院、感化院、赤

十字社などの博愛救済の事業は孰れも人のやさしい心から溢れ出た同情や援助に待たぬものはない。慈善救済は最も女子にふさはしい事業である。私達は胸の奥に潜んでゐるやさしい心を喚び起して、世の不幸の人の爲に心からの同情や出来るだけの援助や盡力を惜むまい。

四 人間のやさしい心は母親が其の子を育てる時に母性愛となつて、親密の極度に達するが、他人の難儀や不幸を見ては、同情親切博愛となつて、見ぬ人知らぬ人に對してまでも、あたゝかい親しみを表す。大勢の人が集まつてゐる此の廣い社會に、若し少しもやさしい心が表れなかつたならば、人間の生活はいかによそ／＼しく、且つ、あらゆる

やさしい心
は社會を融
和する

なるであらうか。之に反して、世界の人々がなるべくやさしい心を喚び起して、互に思ひやり助け合つたならば、人の心がおだやかになり、争や衝突がなくなつて、どこにもあたゝかい平和の空氣が漂ふであらう。

第十三課 孝

一 子を育てる親のやさしい心には、飾りも偽りもない眞實のまごゝろが表れる。此の尊い親心は、何時となく無心の子供に通じて、美しい眞心を養ひ育てる。これが孝の心である。孝の心は、親が我を忘れて子をはぐゝみ育てると同じ眞心を以て親を慕ひ親に仕へる心である。

孝心は子の
親に對する
眞心である

感恩

二 炎天の遠足で、咽喉が渴いた時に、水筒の水を飲ませて貰ひ、俄雨に傘を貸して貰つても、どれ程ありがたく思ふであらう。これが感恩である。心で嬉しくありがたいと思つた時、何とか返禮をしたいと思ふのは、自然の人情である。これを報恩の心と名づける。他人から受けた少しの親切や好意に對してさへ、報恩の心が起る位であるから、まして生まれ落ちてから、長い間に受けた親の大恩は、深く深く感謝せずには居られない。此の感恩の念が強ければ、親を敬愛し、之に報恩する心も深くなる。親は最初から報恩を求めて子を育てたのではないが、子でありながら、親と同じ真心を以て其の大恩に酬いようといふ心がないものは、

從順

自然の人情に背いた不孝者ではないか。
明治天皇御製

ひとりたつ身になりぬともおほし立てし親の恵をわすれざらなむ

三 親は子の爲に生き、子の幸福を祈る許りである。子の病は、親の苦痛となり、子の喜びは、親の喜びである。財産の多少や他位の高下や教育の有無はどうであつても、子の幸福を願ふ親の心は、皆一つである。子は親の心に從つて行けば、それがやがて自分の幸福になり、同時に親の幸福にもなる。眞實のまごゝろには、親子の間に行き違ひのあらう道理はない。親の命に背き、我儘勝手に振舞へば、子とし

安意

て親不孝になる許りでなく、屹度我と我が一身を危ふくする。親を敬愛し、親に従順なのは孝行の要道である。

四 子は親を忘れる事があつても、親は片時も子を忘れる事はない。かく子を忘れぬ親の心を安んずる事は、孝行の大切な道である。うかくとして親に心配をかけることは、甚だ宜しくない。私達は身體を大切に、學業を勵み常に品行を慎しんで、親の心を喜ばせよう。

明治天皇御製

心からそこなふことのなくも、がな親のかたみと思ふべき身を

たらちねの親の心をなぐさめよ國につとむる暇ある日

孝養

は

五 子が親に孝養を盡す程、美しい自然の道はない。親を構はぬ人は、自然の人道に背いてゐる。我が子を持つてから、今更のやうに、親の大恩を思ひ知り、始めて親孝行をし

ようと思ふ時には、兩親は多く最早此の世にはいませぬ。私達は、父母がまだ健かています間に、まごゝろをこめて、孝養を盡すがよい。

六 眞實の眞心、即ち偽のない人の心の誠は、あらゆる道徳の根本である。孝心は、子の親に對する眞心の表れであるから、親に對して本當に孝行が出来、位の人なれば、他人に對しても、眞心が盡されぬことはない。我が國では、孝子

孝は徳の本
である

の親に盡す眞心を以て君に仕へれば、それがやがて忠となるのである。これを忠孝一致と名づける。忠孝一致は我が國民道德の特色である。忠孝を貫く眞心を兄弟夫婦朋友に移せば、それがやがて友和信の徳行となる。古語に孝ハ徳ノ本ナリとあるのはこれである。我が國には、古來孝行を重んずる美風があつて、世に表彰された孝子は、各地方に數へ切れぬ程ある。孝子は孰も模範人物である。

明治天皇御製

たらちねの親につかへてまめなるが人のまことの始めなりけり

第十四課 我が家

我が國の家は小さい國である

一 我が國の家は、社會組織の基礎となつてゐる。國は家を大きくしたものの家は國を小さくしたものである。小さい國のやうな家が集まつて、大きな家のやうな國を作つてゐる。私達日本國民は、皆同じ先祖から出た大きな一族であつて、皇室は此の大家族の宗家であらせられる。皇室と私達の家とは、恰も大木の根幹と枝葉のやうに、其の間に生きた命脈が通つて、本來君民一體の美はしい姿をなしてゐる。萬世一系の皇室が連綿として無窮に續かせられるやうに、私達の家も、永代に續かねばならぬ。斯の如く、我

が國の家には、國の精神が籠つてゐる。一國を治め給ふのが、天皇の御位であり、一家を治めるのが、家長である。家長は法律上戸主と言ひ、戸主の位は、之を遠い祖先に承けて、永代に子孫に傳へて行く。我が家は、我が國を小さくしたものであるから、個人の家に對する觀念の厚い薄いは、國民の國に對する觀念の厚い薄いに關係する。家を愛する心は、國を愛する心となり、親に孝を盡くす心は、君に忠を盡くす心の基礎となる。これが我が國家族制度の特色である。

家の繁榮

二 私達の家は、幾代と數へられぬ程遠い祖先から血統を引いてゐる。祖先の志を繼いで、家名を揚げるのは、家長及び家族の本務である。祖先の志は、子孫の繁榮にある。

家族の團結

同じ家の家族は、同じ船の乗組のやうに、名譽も利害も運命も皆共同共有である。随つて、家の榮えるも、衰へるも、皆家族協同の力による。私達は、祖先の志を繼いで、家門の名譽を重んじ、家長の命に従ひ、家族互に協力して、家の繁榮を圖り、之によつて國運の發展の基礎を作らねばならぬ。

三 家の繁榮には、家族の團結が大切である。一人の力は弱くとも、數人團結すれば、強い力になる。人の團結には、色々種類もあるが、家族の團結ほど、親密且つ鞏固なものはない。親子の血縁は、如何なる力でも、之を斷ち切ることは出來ぬ。「兄弟牆に鬩ぐとも、外其の侮を禦ぐ」といふ古語の通り、家族の間に多少の内輪もめがあつても、いざといふ場

合には、屹度家の爲に一致團結する。我が國民は、同じ祖先から出た血族團體であるから、國民全體が家族同志の間柄である。随つて我が國民の團結は、家族の團結と一樣に最も親密且つ鞏固なものである。私達は、家長を中心として一致團結して、皇室を中心とする國民團結の基礎を固くせねばならぬ。

家庭の和樂

四 夫婦親子が、一心同體であるやうに、兄弟姉妹のはらからも、同じ家の内に親しく睦^{むつ}び合ふ。家族や親族の間柄ほど、親密で隔てのないものはない。家庭は平和の樂園であつて、こゝには人間の美はしい真心が溢れ出る。土地は片田舎であつても、建物はふるく庭園の美はなくとも、世界

の何處にも我が家に越して、懐かしく慕はしい住所はない。知らぬ他郷に出て、長く住み馴れた我が家を戀しく思はぬ人があらうか。日歸りの遠足でさへ誰しも歸宅を急ぐではないが、私達は隔てのない真心を以て、家族や親族と親しみ、いやが上にも家庭の和樂を美はしくしよう。

明治天皇御製

ふりにきと人はいへども早くより住める家こそ住みよかりけれ

第十五課 禮儀と公德

一 私達が社會生活を營んで行くには、人に交るに禮儀

禮儀と公德
は社會生活
を氣持よく
する

が必要であり、公衆に對して公德を重んずることが大切である。相手の心持を悪くさせぬことが、禮儀の要點であり、公衆に迷惑をかけぬことが、公德の眼目である。禮儀と公德は、互に似たものであつて、此の二つがよく行はれれば、社會の人々が、俱々に氣持よく幸福に暮すことが出来る。

二 禮儀の要點は、相手の心持を悪くさせぬことであるが、詳しく言へば、敬愛の心を以て、他人の人格を尊重するにある。敬愛の心には、尊敬の念に親切な心が含まれてゐる。人に遠慮して、言語動作を控へ目にするのは、尊敬の念を表はすのである。人の心持を思ひやつて之に逆はずつとめて人を喜ばせようとするのは、親切の心である。禮儀は外

禮儀の精神
は敬愛の心
である

形に表はれる言語動作の末よりも、心の内の敬愛の精神が大切である。心の内に敬愛の精神がなくて、外形だけを立派にするのは、虚禮虚儀である。殊に態とらしい立居振舞や、輕薄な世辭追従などは、禮儀の精神に反する。心に敬愛の精神が籠れば、自然に外形に表れるものであるが、其の表し方が正しくなければ、禮を缺くことが多い。人の品位は、禮儀によつて保たれる。野卑な言葉遣ひ、横柄な態度、粗暴無作法の舉動は、自己の品位を傷つけ、人の心持を悪くさせ、甚しきは社會の秩序をも害する。儀式や集會に列席する時は、もちろん、日常生活に於ても、私達は言語舉動、容儀、服裝について、夫れど禮儀を守らねばならぬ。社會生活に禮

儀を守るのは丁度機械に油をさすやうなものである。敬愛の精神の籠つた禮儀が行はれれば、社會に秩序が立つて、人々互に氣持よく交際が出来る。

三 知人に對する禮儀は一通り心得てゐても、他所の知らぬ人や、一般公衆に對する禮儀を構はぬ事は恥づかしい。私達は汽車、汽船、電車に乗つた時や、公會堂、停車場、渡船場、其の他多數の人が集まる場所はもちろん、日々往來の途上でも、言語舉動を慎しみ、なるべく互に譲り合つて、人の氣持を悪がらせたり、人に迷惑をかけたたりせぬやうに心掛くべきである。老人、子供、病人には、とりわけやさしくし、我が國の勝手を知らぬ外國人には、殊更深切にするがよい。

公衆に對する禮儀

公德は公益と秩序を重んずる

四 公德の眼目は公衆に迷惑をかけぬことであるが、詳しく言へば、公衆の一人として、一般公衆に對して公益と秩序を重んずることである。左側通行が行儀よく行はれたら、こみ合ふ場所でも、安心して通行が出来る。道路、公園の清潔、整頓が几帳面に保たれたならば、一般公衆は何ほど氣持よく感ずるであらう。集會の時刻がきちんと嚴守されたならば、大勢の人が何程便利であらう。これ等は公德を守る利益である。我が物や我が家の物は大切に取扱つても、公共物を粗末にし、公園、植物園の樹木や花を折つたり、神社、佛閣に落書をしたり、病院、公會堂、圖書館、學校などの器具や備品を汚し、又は破損するのは、公德を輕んずる實例であ

る。自分一人の利益や勝手のために社會のきまりを破り、公衆の産業・衛生・交通・通信・休息・安眠等を妨害するのは、孰れも公德に背く。電力や水道の使用に不正や無駄があつたり、故意に脱税や虚偽の所得申告をするのも、公衆に對して約束を破り、又は時間を勵行しなかつたために、多數の人に損害や迷惑をかけるのも、均しく公德の缺乏である。公德の精神は、一般公衆の公益と秩序を重んずる所にある。

五 文明の程度の低い社會では、公德も亦幼稚である。併し、文明が進むに従つて、一般公衆を相手にすることも、公物を共用することも、次第に多くなるから、公德を重んずる精神が自然に發達する。公德が廣く國民に普及してゐ

我が國民の
公德は十分
でない

ることは、其の國の文明の進んだ一つの證據である。我が日本國民は、古來忠君愛國の精神が盛んで、親類知友相親しみ、隣近所相助ける美風はあるが、公共の生活に慣れなかつた爲に、遺憾ながら公德はまだ十分とは言はれぬ。私達日本國民は、協力一致して、飽くまで公德を守り、世界の一等國たるに恥ぢないやうに努めよう。

第十六課 公益世務

一 人は一個人としては、自立自營の生活をなすことが大切であるが、共同生活を營む社會の一員としては、共存共榮の精神に基づいて、社會公共の福利の爲になるやうにも、

自立自營と
社會奉仕

亦、自己の力を盡さねばならぬ。これを社會奉仕と名づけ
 る。教育勅語に「進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ」と仰せられて
 あるのは、取りも直さず社會奉仕の途である。「公益ヲ廣メ」
 とは、社會公共の福利を増進することであり、「世務ヲ開キ」と
 は、世上有益の業務を開いて、社會の公益を増すことである。
 自立自營の生活は、一人前の人間に缺ぐべからざるもの
 であるが、個人は本來社會の人々と相互に助け合つて始め
 て満足に生活し得るもので、決して社會から離れて、一人だ
 け孤立することは出来ぬものである。人は社會から各種
 の福利を受けて生活してゐるから、自分にも何か社會の公
 益になることをして、其の恩恵を返さねばならぬ。それが

文明國人は
 社會から債
 務を負うて
 ゐる

社會奉仕である。個人が社會全體の爲に奉仕するといふ
 事がなければ、個人の自立自營の生活は、到底満足に出来ぬ
 ものである。

二 今日の文明國人が、毎日用ひてゐる衣服にも、食物に
 も、電燈にも、瓦斯にも、器具機械にも、無数の人の勞力と研究
 工夫が加へられてゐる。此等の日用品は勿論自己の名譽
 財産地位に至るまで、悉く社會の賜物でない物はない。若
 し社會がなかつたならば、私達は到底此等の福利を我が物
 とすることは出来ぬ。文明國人の福利は、未開人の知らぬ
 所である。文明國人の受けてゐる豊かな福利は、悉く個人
 が社會に負うてゐる債務である。債務を負うた儘で、少し

も返すことを知らねば、社會から福利を盗んだやうなものである。随つて社會奉仕は是非とも引受けねばならぬ私達の務である。

三 道路に危険物や有害物があるのに気がついて、直ぐに取除けて置けば、多くの通行人が助かる。落ちた橋を架け換へる人もなく、破損した道を修繕する人もない時に、勞力と費用を惜しまず、進んでこれを引受ける人があれば、公衆は大きな便宜を得る。國や市町村で經營が出来ぬ所に、巨額の私財を抛つて、學校や圖書館、博物館、研究所などを建て、又は慈善救濟、衛生、消防のやうな公益事業を助ける人や、無報酬で生活改善、風俗矯正、思想善導などの社會事業に盡

公益世務

女子と公益

世務

力する人が多かつたならば、社會の公益は著しく増進する。自分の貧乏生活などは少しも氣にかけず、専心學術研究又は發明工夫に従事する人や、自分の損失は眼中に置かないで、只管農工商業の改善に苦心し、地方に新しい産業や事業を起すことに盡力する人があれば、社會に有益な業務が次第に開けて来る。斯の如く、社會の爲といふ事を第一とし、自分の利益を第二に置いて、進んで公益を廣め、世務を開くのが社會奉仕である。社會奉仕は、社會の公益の爲に、一身の利益や勞力を捧げることである。

四 公益事業には、學術、政治、經濟、社會事業等の諸方面があつて、いづれも社會全體の一致協力を必要とする。我が

日本國民は公德の點に於てまだ十分と言はれぬやうに、社會奉仕に於ても遺憾の點が少くない。我が國の公益事業の進歩には特に國民の奮勵努力に待つものが多い。

明治天皇御製

おのが身はかへりみずして人のため盡すぞ人の務なりける

我が國では女子が直接公益事業に従事することはまだ少いやうであるが、女子は苟くも國民の半數を占めてゐる以上は、たとひ家庭の人となつてゐても、國家社會の爲に、公益世務について十分の理解を有つべきである。

建國の大本

第十七課 我 が 國

一 我が日本帝國は萬世一系の天皇の統治し給ふところ、世界に比類のない國體を有つてゐる。天祖天照大神は、天孫瓊々杵尊をこの國に下し給ふ時に、豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王とますへき地なり。爾皇孫就て治らせ、さきく寶祚の隆えまさんごと天壤と與に窮なかるへし。」との神勅を賜はつた。これは我が建國の大本であり、同時に帝國憲法の大精神である。我が國では、君臣の分は、既に此の時に定まつて、永遠に變るべからざるものである。

建國の規模

明治天皇御製

天つ神定めたまひし國なればわが國ながらたふとかり
けり

二 瓊々杵尊の御曾孫神武天皇は、天業をひろめようと
して日向から東方にお進みになり、大和地方を平定し、都を
橿原に御定めになる時、今當に山林を披き宮室を營みて、恭
くし寶位に臨みて人民を鎮むへし。かくして上は天神の
國を授け給ひし徳に答へ、下は皇孫の正を養ひし心を弘め、
然る後、六合を兼ねて都を開き、八紘を掩ひて宇とせんこと
亦可からずや。との詔を下し給はつた。我が建國の規模
は此の通りに宏遠である。これはやがて、歴代天皇の大御

列聖の御盛徳

心であり、又我が國民の大理想である
明治天皇御製

橿原のとほつみおやの宮柱だてそめしより國はうごか
ず

三 歴代の天皇は天祖の神勅を奉體して、身を正しうし
道を行ひ、民を愛し教を垂れ給うた。

仁徳天皇は、或日高い御殿に登つて、民のかまどの煙がま
ばらに立昇るのを御覽遊ばして、人民の窮乏を思し召され、
三年の間課役をお除きになつた。醍醐天皇は寒夜に御衣
をお脱ぎになつて、人民の疾苦を察し給ひ、龜山天皇は元寇
の際御身を以て國難に代らんと祈り給ひ、明治天皇は國民

に質素勤儉の模範をお示しになり、殊に日清戦役の際には、
廣島大本營で將卒と苦難を共にし給うた。

明治天皇御製

民のため心のやすむ時ぞなき身は九重の内にありても
しづがすむわらやのさまを見てぞ思ふ雨風あらし時は
いかにと

列聖の御盛業

四 歴代の天皇は、常に大御心を文武の政に用ひ給ひ、或
は農業を勧め、或は工藝を起し、或は制度を定め、或は文教を
盛にし、ひたすら國運の發展を圖り給うた。殊に明治天皇
の御治世に於ける我が國未曾有の進歩發達は、國史の誇で
ある許りでなく、廣く世界の驚異となつてゐる。

國體の精華

五 我が國は、上には萬世一系の天皇相繼いで君臨せら
れ、臣民を子の如く愛撫し、道徳を本として統治し給ひ、下
には億兆の臣民、心を一にして克く皇室に忠を致すと共に、又
克く父祖に孝を盡した。この臣民忠孝の美風は、神代以來
歴代天皇の徳化によつて、自然に養成されたものである。
我が國の君民の間には、さながら父子の如き情誼があつて、
全國がちやうど、一家族のやうな趣を呈してゐることは、我
が國體の美はしい點である。大正天皇の御即位禮の勅語
に「義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク」以テ萬邦無
比ノ國體ヲ成セリ」と仰せられ、今上天皇陛下の御即位禮の
勅語には、皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ

民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ治ク兆
民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス
是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナ
リと仰せられてある。これ等は皆我が國體の精華をお示
しになつたものである。私達日本國民は、よく我が建國の
大本と國體の精華を辨へ益、我が國の特色を發揮せねばな
らぬ。

第十八課 教育勅語

國民道德の
大本

一 教育勅語は、我が日本國民が永遠に遵守すべき道德
の大本を示された尊い經典である。明治維新以來外國の

思想が盛に流行して、國民の道德が、きまりなく、混亂しよう
としたので、明治天皇は深く之を軫念あらせられて、帝國憲
法發布の翌年に、此の勅語を御下賜になつた。それから、我
が國民の教育は、教育勅語を基礎とするといふ大方針が確
定した。勅語に御示しになつた道德は、皇室の御先祖たる
皇祖皇宗の御教を根本としたもので、神代このかた私達の
祖先が皇室のお導きに從ひ、舉國一致して實行して來た國
民道德である。我が國は、此の國民道德によつて益、發展し、
我が國體の精華は、之によつて益、發揮されるのである。
明治天皇御製
國民は一つ心に守りけり、遠つみおやの神の教へを

第二段

教育勅語の本文は大體三段に分かれる。

二 第一段は「朕惟フニ」から「教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」までである。此の一段は、教育の淵源たる我が國體の精華をお示しになつたもので、皇祖皇宗が國を肇めつくり給うた規模が極めて宏く大きく、其の徳化が深く國民の心に浸み込み、億兆の國民が心を一にして代々忠孝の誠を盡し、君民一體となつて茲に美はしい國體の精華を現してゐることを明かにされてゐる。

明治天皇御製

第二段

千早振神のかためしわが國を民と共に守らざらめや
三 第二段は「爾臣民父母ニ孝ニ」から「爾祖先ノ遺風ヲ顯

第三段

彰スルニ足ラン」までである。此の一段は、我が國體に基づいて、私達日本國民の日常行ふべき道德の要領を、日常生活の全般に亘つて、御示しになつてゐる。それには父母兄弟夫婦の家庭生活の心得、修學習業の自己修養の心得、信義恭儉博愛公益世務の社會生活に對する心得、國憲ヲ重ンジ國法ニ遵ヒ義勇公ニ奉ズル國家生活に對する務の各方面を盡してある。此等は全體として、天壤無窮の皇運を扶翼し奉る道であつて、よくこの道を守る者は、天皇に對しては忠良の臣民となり、祖先に對しては、其の遺風を顯彰する孝子となつて、忠孝一致の道を完うする事を御示になつてゐる。

四 第三段は「斯ノ道ハ」から「其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾

フまでである。此の一段には第二段に教へ給うた道が、皇祖皇宗の御遺訓であると共に古今東西に通ずる天地の大道であつて、君民均しく永遠に遵守すべきことを御示しになり、明治天皇自ら臣民と俱に斯の道を御服膺になつて、その徳を一にするやうに懇まことにお望みになつてゐる。

明治天皇御製

人も我も道を守りて變らずば此の敷島の國は動かじ

五 我が國民道徳は、天壤無窮の皇運を扶翼し奉り、益萬邦無比の國體の精華を發揮する所に、他國に見ることの出來ぬ特質を有つ。代々の國民は、皇祖皇宗の御遺訓に基づき、眞心を盡して此の道徳を實行した。君民一體、君民一體

我が國民道徳の特質

の美風は、相待つて我が國民に忠孝一致の美德を養つた。忠君愛國忠孝一致は我が國民道徳の最も著しい特質である。私達日本國民は、現代のいかゞほしい思想に迷はされず、専心教育勅語の聖旨を奉體して、今後益、我が國民道徳の特質を發揮せねばならぬ。

私達の覺悟

六 私達女子は國民の半數を占めてゐる。随つて私達女子は我が國の將來に對して男子と同じく其の責任の一半を擔うてゐる。我が日本國民が將來益、發展すると否とは、私達女子の覺悟如何によつて左右される所が少くない。私達が今日女學校に學んでゐるのは、他日家庭の主婦として立派に任務を盡し得るやうに、我が人格を磨ぎ上げると

K2301-87

共に國民として忠良な日本人となる爲である。私達はよく教育勅語の聖旨を奉體して學業を勵まねばならぬ。これが眞に日本婦人の眞面目を發揮する所以である。

新制女子修身書 四年制用 卷一 終

昭和八年八月二十五日印
昭和八年九月一日發
刷行

新制女子修身書(四年制用)

卷一	卷二	卷三	卷四
定價	定價	定價	定價
三十七錢	四十三錢	四十三錢	四十七錢

不許複製
著者 野田義夫
發行者兼印刷者 田口繁藏
大阪市西區京町堀上通一丁目十六番地

發行所

大阪市西區京町堀上通一丁目
播磨火販三益壽電器土佐堀三六番

精華房

